



空き家調査の結果と今後の対応について

平成27年度に町内の空き家について、所有者の皆様をはじめ各地区の皆様の協力をいただきながら調査を行った結果、全体で260戸の空き家がある結果となりました。

空き家の判定にあたっては、建物構造や老朽状況、家屋周辺状況等について点数化し、総合的に危険度までを専門業者が判定していく方法により調査を行っています。

この判定基準では、基準を超えた空き家については使用困難な空き家とし、基準を下回るものについては使用可能な空き家と分類しております。

地 区	空 家 の 数	地 区	空 家 の 数
宇 賀 地区	10戸	大 津 地区	15戸
倉ノ谷 地区	13戸	小 向 地区	6戸
物 井 地区	12戸	船 越 地区	13戸
別 府 地区	14戸	浦 郷 地区	37戸
美田尻 地区	13戸	赤ノ江 地区	15戸
大 山 地区	17戸	珍 崎 地区	24戸
波 止 地区	18戸	三 度 地区	47戸
市 部 地区	6戸	合 計	260戸

町では今後、空き家バンクのシステムを構築し、運用していくこととしています。運用にあたっては、はじめに空き家バンクへの登録を希望する空き家所有者の方に登録申請を行っていただき、物件の画像や特徴などの家屋情報を広く公開していくこととなります。その後、公開された物件情報を基に、賃貸または購入を希望される方が空き家所有者と交渉していくこととなります。

＊空き家バンク情報の閲覧は誰でも可能ですが交渉等をしていく場合には利用者登録が必要です。

空き家バンクに公開される物件はすべての空き家物件ではなく、所有者の皆様が空き家バンクへの登録可否について検討していただき、希望される場合には登録制により情報提供していくこととしています。

事前に空き家の活用についてアンケート調査を実施しましたところ、売買32件、賃貸35件の回答を頂いているところです。この物件につきましては家屋状況を勘案しながら空き家バンクへの登録作業を適時進めていきます。

空き家は所有者の皆様の大事な資産です。物件管理は所有者等の責任において行われるべきものですので、近隣の住民の皆様へ迷惑がかかることのないよう適正な管理にご理解とご協力をお願いいたします。また、空き家の活用方法や解体に関する相談などにつきましては、地域振興課（電話08514-7-8131）までお問い合わせください。

放送大学10月生募集のお知らせ

放送大学では平成28年度第2学期（10月入学）の学生を募集中です。

放送大学はテレビ、ラジオ、インターネットを通して学ぶ通信制の大学です。
心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。

○15歳以上の方なら、1科目から学習する選科履修生・科目履修生として入学できます。

○18歳以上の大学入学資格をお持ちの方なら、入学試験はなく、全科履修生として入学でき、4年以上在学して、124単位を修得し卒業すると、学士（教養）の学位を取得できます。

○一つの分野を体系的に学びたい方には「放送大学エキスパート」を実施しています。

出願期間について第1回は8月31日まで、第2回は9月20日まで。

資料を無料で差し上げています。

お気軽に放送大学島根学習センター（☎0852・28・5500）までご請求下さい。放送大学ホームページでも受け付けております。

【入学説明会・相談会】

日時 6月26日・8月7日・9月4日

場所 島根学習センター第2講義室

内容 概要説明・履修相談等

※10時～、14時～の2回

問い合わせは 島根学習センターへ

宝くじ助成金による事業の実施報告

「コミュニティ助成事業は、自治総合センターが宝くじの社会貢献事業として、「コミュニティ活動に必要な設備の整備等に助成を行う事業です。」

隠岐島前神楽保存会では、この事業を活用して神楽の衣装等の整備を行いました。これまでも町内で行われる神事やイベント等の際に精力的な活動されておりますが、今後ますます活躍されることを期待しています。

「しまね版特区」申請受付

「しまね版特区」は、みなさんが地域の活性化のため取り組もうとしているが様々な規制により実施が困難なときに、規制の特例措置を設けることによってその事業をはかる制度です。

市町村、民間事業者など、どなたでも申請可能です。

▽申請受付期間

5月16日（月）～5月30日（月）

▽問い合わせ先

島根県しまね暮らし推進課

電話0852・22・6234

平成28年度特設人権・行政相談所開設日

特設人権・行政相談所とは、広く住民の方に人権・行政相談をご利用いただくため、各地域で特設人権・行政相談所を開設しております。

家庭内、職場内あるいは、近隣関係における悩みごと、困りごと、相続などの法律問題等何でも相談に応じます。相談は無料で秘密は守ります。予約の必要はありませんので、お気軽にご利用ください。

平成28年度は左記表のとおり「特設人権・行政相談所」を開設する予定です。

平成28年度特設人権・行政相談所開設日

開設日	場 所	時 間
6月3日（金）	美田児童館	10時～12時
9月2日（金）	浦郷シルバー会館	
10月17日（月）	浦郷シルバー会館	
12月2日（金）	黒木公民館	
3月3日（金）	赤ノ江公民館	

※10月17日（月）は行政相談所のための開設となります。